

1 議案名

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について

2 提案理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により地方公務員法の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

教育政策課

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係訓令の整理に関する訓令について

教育政策課

1 訓令制定の背景

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 7 2 号）附則第 2 0 条の規定により「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 9 条第 2 項」を削除し、第 3 項から第 7 項までを 1 項繰上げる等の法改正が行われた。（R7. 4. 1 施行）

これに伴い、当該条項を引用している次の 2 訓令について所要の改正を行う必要がある。

- ①職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令（令和 5 年徳島県教育委員会訓令第 1 号）
- ②職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令（令和 5 年徳島県教育委員会訓令第 2 号）

2 訓令の概要

2 訓令が引用している「附則第 9 条第 3 項」を次のとおり改正する。

現行		改正案
令和 3 年改正法 <u>附則第 9 条第 3 項</u>		令和 3 年改正法 <u>附則第 9 条第 2 項</u>

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

条 例 等 立 案 表

題 名		課（室）名
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令		教育政策課
		担当者名 笠 井 陽 菜
		電話番号 三 二 〇 八
提案（制定）理由		
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により地方公務員法の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。		
あらまし		
一 次に掲げる訓令について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う所要の整理を行うこととした。		
1 職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令（令和五年徳島県教育委員会訓令第一号）		
2 職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令（令和五年徳島県教育委員会訓令第二号）		
二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。		
関係法規		
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）		
予算上の措置		
法令審査会	要 ・ 否	パブリックコメント 実施 ・ 省略 ・ 対象外

徳島県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和七年三月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

次に掲げる訓令の規定中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

一 職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令（令和五年徳島県教育委員会訓令第一号）附則第二項

二 職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める

訓令の一部を改正する訓令（令和五年徳島県教育委員会訓令第二号）附則第二項

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

1 職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令（令和五年徳島県教育委員会訓令第一号） 新旧対照表

改正案	現行
1 附則 (略) 2 令和十四年三月三十日までの間、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四條第一項若しくは第二項又は第六條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員に交付する辞令書に記載する発令の形式は、職員の人事取扱規程別表に定めるもののほか、次の表の例示によるものとする。 (略)	1 附則 (略) 2 令和十四年三月三十日までの間、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四條第一項若しくは第二項又は第六條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員に交付する辞令書に記載する発令の形式は、職員の人事取扱規程別表に定めるもののほか、次の表の例示によるものとする。 (略)

2 職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令（令和五年徳島県教育委員会訓令第二号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
1 附 則 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則<u>第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の規定を適用する。	1 附 則 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則<u>第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の規定を適用する。